

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 三三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 三四
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件四件 三六
- 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件 三七
- 道路の区域を変更する件 三八
- 公有水面埋立てについて免許の出願があった件 三八

公 告

- 随意契約の相手方を決定した件三件 三三〇
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 三三一
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三三二
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三三三
- 落札者を決定した件 三三三

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 不在者投票のできる施設として指定した件二件 三三三

告 示

福 島 県 告 示 第 四 百 七 十 五 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年六月一日から同年七月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業

労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年六月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）シテイ株式会社様貸店舗新築工事 福島県いわき市小名浜字蛭川南五番三、五番四
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
- 1 歩行者の通行の利便確保に係る事項
- 1 小学校及び中学校の通学区域にもなっていることから、歩行者の安全確保に努めること。
- 2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る事項
- 2 廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めること。
- 3 防災対策への協力に係る事項
- 津波による浸水が想定される区域であることから、来店者等に対する避難場所等の周知や避難誘導などの津波防災対策について検討すること。
- 4 その他
- 建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等仰ぎ、誠意を持って対応すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 四 百 七 十 六 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、愛谷堰土地改良区から平成三十年四月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十五日認可した。

平成三十年六月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福 島 県 告 示 第 四 百 七 十 七 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、郡山市東部土地改良区から平成二十九年三月十六日付けで申請のあった定款の変更について、平成三十年五月二十五日認可した。

平成三十年六月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第四百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、馬場西地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年六月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
平成三十年六月四日から
同 月二十五日まで （二十二日間）
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年六月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字小沼崎字成神戸甲一九七七から甲一九八九まで、甲一九九五から甲一九九九まで、字赤岩甲二〇〇〇から甲二〇一〇まで、甲二〇一五、甲二〇二四から甲二〇二七まで
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年六月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲九五の三から甲九五の六まで、甲九六、甲一〇〇
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年六月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南相馬市原町区大原字家老谷八五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字家老谷八五（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準

- 準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第四百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年六月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬市黒木字野出沢三七、三八

- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第四百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字戸赤字向山二六四の六

- 二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第四百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

双葉郡川内村大字下川内字箱山五〇一の三、五〇一の四、五〇四の一、五二三

- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字箱山五〇一の三、五〇一の四、五二三

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第四百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
双葉郡川内村大字下川内字館山五〇一の三、五〇一の四、五一一
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百八十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成三十年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成三十年六月一日

福島県知事 内堀雅雄

平成三十年度皆伐面積の残存許容限度(単位ヘクタール)	残存許容限度
同一の単位とされる保安林等の名称	
宇多川水源かん養保安林	二五四・九四
宇多川土砂流出防備保安林	一一九・七〇
宇多川干害防備保安林	一・二三三
新田川水源かん養保安林	八四七・〇一
新田川土砂流出防備保安林	三四〇・五〇
新田川干害防備保安林	一五・〇〇
請戸川水源かん養保安林	八五三・八四
請戸川土砂流出防備保安林	三七三・五七
請戸川干害防備保安林	〇・一一二
木戸川水源かん養保安林	一二・七二
木戸川土砂流出防備保安林	一、三五八・八二
木戸川防風保安林	二六四・〇五
夏井川下流水源かん養保安林	五・二七
	一、五四九・七八

夏井川下流水源かん養保安林	三八九・二八
夏井川下流土砂流出防備保安林	二五・六二
夏井川下流土砂流出防備保安林	九五三・六五
夏井川下流土砂流出防備保安林	八八・六三
夏井川下流土砂流出防備保安林	一、六三八・一一
夏井川下流土砂流出防備保安林	四三五・四二
夏井川下流土砂流出防備保安林	二・七六
夏井川下流土砂流出防備保安林	五五三・九六
夏井川下流土砂流出防備保安林	一一五・九四
夏井川下流土砂流出防備保安林	一九九二・九八
夏井川下流土砂流出防備保安林	八三・四二
夏井川下流土砂流出防備保安林	一九・二〇
夏井川下流土砂流出防備保安林	〇・三六
夏井川下流土砂流出防備保安林	一四〇・二一
夏井川下流土砂流出防備保安林	二・三・四〇
夏井川下流土砂流出防備保安林	八・七六
夏井川下流土砂流出防備保安林	一、五一四・七五
夏井川下流土砂流出防備保安林	一〇八・一七
夏井川下流土砂流出防備保安林	二・一六
夏井川下流土砂流出防備保安林	三・七二
夏井川下流土砂流出防備保安林	四・五六
夏井川下流土砂流出防備保安林	三〇・〇六
夏井川下流土砂流出防備保安林	四四・四〇
夏井川下流土砂流出防備保安林	九・六六
夏井川下流土砂流出防備保安林	四八二・八五
夏井川下流土砂流出防備保安林	二八九・三一
夏井川下流土砂流出防備保安林	一・三二
夏井川下流土砂流出防備保安林	一、〇五五・八一
夏井川下流土砂流出防備保安林	二五三・二七
夏井川下流土砂流出防備保安林	七六三・〇九
夏井川下流土砂流出防備保安林	一・六二
夏井川下流土砂流出防備保安林	一、五五四・三七
夏井川下流土砂流出防備保安林	一二八・二六
夏井川下流土砂流出防備保安林	一・八六
夏井川下流土砂流出防備保安林	七五一・七四
夏井川下流土砂流出防備保安林	二八九・七二
夏井川下流土砂流出防備保安林	一七・七〇
夏井川下流土砂流出防備保安林	一一九・二四
夏井川下流土砂流出防備保安林	三四六・九二

- 阿賀川中流防風保安林 ○・一二
- 阿賀川中流干害防備保安林 三・四八
- 只見川下流水源かん養保安林 二、四八九・四四
- 只見川下流土砂流出防備保安林 四〇五・九六
- 只見川下流干害防備保安林 一五・五四
- 阿賀川上流水源かん養保安林 三、二二八・七〇
- 阿賀川上流土砂流出防備保安林 一、五〇六・九九
- 只見川上流水源かん養保安林 五、三四一・二二
- 只見川上流土砂流出防備保安林 七五三・五九
- 只見川上流干害防備保安林 一七・一六
- 浜通り地区保健保安林 八八・二六
- 中通り地区保健保安林 五四・〇六
- 会津地区保健保安林 二九三・八八

(森林保全課)

福島県告示第四百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年六月一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	双葉郡大熊町大字野上 字野上国有林五一〇林 班は二小班地先から 同 郡同 町大字野上 字野上国有林五一五林 班の小班地先まで	変更前 A 七・一 六八・〇	A 七・一 六八・〇	一、二七七・〇
		変更後 A 七・一 六八・〇	B 一一・五 一〇三・二	一、二七七・〇
				一、五二六・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百八十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第二項の規定により、公有水面埋
立てについて、次のとおり免許の出願があった。同法第三条第一項の規定により、この

出願に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及
び浪江町農林水産課に備え置いて平成三十年六月一日から三週間縦覧に供する。
平成三十年六月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 出願者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

1 事務所の所在地 福島県福島市杉妻町二番一六号

名称 福島県

2 代表者の住所 福島県福島市杉妻町五番五五号

氏名 福島県知事 内堀 雅雄

二 出願の年月日

平成三〇年五月十五日

三 埋立区域の位置、区域及び面積

1 位置

福島県双葉郡浪江町大字請戸字北久保五三番地、一一〇番地、八八番地、同大字
請戸字川原七一番地、七二番地及び七三番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結んだ線により囲まれ
た区域

①の地点 請戸四等三角点(北緯三七度二八分五五秒七三三二、東経一四一度一分
三六秒四七五三)から八二度二二分三八秒、一、三〇六・〇六メートルの
地点

- ②の地点 ①の地点から二八八度四三分一〇秒、八四・三七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二七二度二分六秒、二二・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二六一度四分四〇秒、七四・一三メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一七二度三九分四〇秒、一三・九九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から八一度三十分一七秒、〇・三二メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二六一度五十分一八秒、三・三二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二六八度二八分三二秒、七・〇一メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一度八分五九秒、三・四三メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から八一度三十分五七秒、〇・五〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三二五度二分三秒、一三・五〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二六一度四分三秒、一〇・四〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二九三度九分五四秒、六〇・三五メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二二五度五分二六秒、四〇・三四メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二九二度一分三秒、三〇・八二メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二二一度二分二秒、八五・九七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一一一度四分二七秒、三一・六二メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一一〇度五九分四五秒、一八九・一九メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二〇度三七分五五秒、四・一八メートルの地点

四 埋立てに関する工事の施行区域の位置、区域及び面積

1 位置

福島県双葉郡浪江町大字請戸字北久保五三番地、一一〇番地、八八番地、同大字請戸字川原七一番地、七二番地及び七三番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 請戸四等三角点(北緯三七度二八分五五秒七三三二、東経一四一度二分三六秒四七五三) から八二度四七分二二秒、一、三〇四・四八メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から二八九度一分九秒、五五・七五メートルの地点
③の地点 ②の地点から二八四度二分四秒、一九・九八メートルの地点
④の地点 ③の地点から二七七度一分四九秒、一七・五〇メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から二七一度三分一〇秒、二一・二五メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から二六四度一分二九秒、一九・七七メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から二六二度〇分三一秒、四四・三六メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から一七一度三分四〇秒、一〇・〇七メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から八一度三分一七秒、〇・三二メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から二六一度五分一八秒、三・三二メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から二六八度二分三二秒、七・〇一メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から一度八分五九秒、三・四三メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から八一度三分七秒、〇・五〇メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から三三度二分五七秒、一〇・〇九メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から三三度二分五七秒、一〇・〇九メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から二九度四分四秒、四〇・二七メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から二九度四分四秒、四〇・二七メートルの地点
⑱の地点 ⑰の地点から二九度四分四秒、四〇・二七メートルの地点
⑲の地点 ⑱の地点から二九度四分四秒、四〇・二七メートルの地点
⑲の地点 ⑲の地点から二九度四分四秒、四〇・二七メートルの地点

3 面積

埋立地の用途 三三、一七四・二二平方メートル

- ①の地点 ②の地点から一一〇度五七分三六秒、一八八・九一メートルの地点
②の地点 ①の地点から二〇一度二九分二七秒、〇・九二メートルの地点
③の地点 ②の地点から一〇七度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
④の地点 ③の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑱の地点 ⑰の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点
⑲の地点 ⑱の地点から一〇五度二分四〇秒、二一・六二メートルの地点

Table with 2 columns: 用途 (用途) and 規模 (規模). Rows include 工作物用地 and 漁港機能施設用地.

公 告

(港 湾 課)

公告第125号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年6月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
48,168,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（情報政策課）

公告第126号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県自治体情報セキュリティクラウド保守運用業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年6月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県自治体情報セキュリティクラウド保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
197,910,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（情報政策課）

公告第127号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年6月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車 I（2.6m級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月26日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
 - 5 随意契約に係る契約金額
52,920,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(入札用度課)

公告第二百二十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成三十年六月一日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
823	混合有機質肥料	片倉有混710	7.0	1.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉コープ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成33年5月29日

(農業総合センター)

公告第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年六月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地改良区の名称
只見町土地改良区
- 退任した役員
氏名 住所
増田 栄助 南会津郡只見町大字小川字下村一〇番地の一
- 就任した役員

役別 氏名 住所
理事 渡部 高博 南会津郡只見町大字小川字下村五四番地の三

(農村計画課)

公告第百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬地方都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第131号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年6月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 除雪ドーザⅠ(18t級) 1台
 - (2) 除雪ドーザⅡ(14t級) 1台
 - (3) 除雪ドーザⅢ(18t級) 1台
 - (4) 除雪ドーザⅣ(18t級) 1台
 - (5) 除雪ドーザⅤ(18t級) 2台
 - (6) ロータリ除雪車Ⅱ(2.6m級) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年4月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (4) 1の(4)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (5) 1の(5)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (6) 1の(6)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
- 5 落札金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 20,466,000円

- (2) 1の(2)に掲げる物品等 18,252,000円
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 21,762,000円
- (4) 1の(4)に掲げる物品等 20,466,000円
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 40,932,000円
- (6) 1の(6)に掲げる物品等 53,784,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年3月16日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第十四条、第十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成三十年五月二十一日次のとおり指定した。

平成三十年六月一日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
介護療養型老人保健施設天生	会津若松市一箕町松長六丁目二番地の一

福島県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第十四条、第十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成三十年五月二十一日次のとおり指定した。

平成三十年六月一日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
特別養護老人ホーム国見の杜	伊達郡国見町小坂南三番地

